

平成28年度第2回島根県生徒指導審議会

概 要

平成29年3月22日（水）

15:00～17:00

島根県教育庁教育委員室

【出席者】

○委員10名全員出席

【審議内容】

★国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定等について

～室からポイントを説明～

《委員からの質問・意見等》

- ・大枠は変わっていないが、それぞれの項目について書き込みが詳細になっている。
- ・いじめについて、「法の定義」が変わったのではなく解釈が変わったとみるべき。
- ・私学についてもサポートするように、という事も書いてある。
- ・外部の専門家（SC・SSWなど）というものが明確に位置付けられている。
- ・組織対応する、という方向性はよいと思う。県の基本方針にもそれまでできていなかった部分を反省点として盛り込んで。
- ・益田市の審議会でもSSWの重要性について話があったところ。現在2名配置されていて、事例に対しての評価がある一方、応じきれない部分もあるとのこと。県として今後どのように対応しようとしているか。

⇒ニーズが高まっていることは承知している。現在市町村委託という形でお願いしているが、負担方法も含めて、検討していきたい。

- ・予算（人員）の拡大もさることながら、活用の仕方を増やすことも重要。
- ・インターネットでのいじめに対応するという観点からネットパトロールを行うなどの事も書かれているが、実際どこまでやっているのか？

⇒平成25年度から県が民間委託で行ってきているが、当初の検案件数と比較すると、検案件数は激減している。啓発が奏功しているともいえるが、ネットパトロールだけでは検知できないSNSの中での事案が多くなっているともいえる。

⇒中学校に入る段階での説明などについて、教員研修を行って、各学校において啓発できるような取り組みを行っているところ。

- 山陽の各県では人権出前教室においてNTTドコモと連携して講座を行っている。本県でも今後進めていく方向で検討したい。
- 子どもたちも今はゲーム機を使ってインターネットとつながっている。早い時期からその危険性について理解を進めるには、やはり保護者への意識づけが必要だと思う。
- 国の改訂版P18でも書かれているが、やはり幼児期における取組が大事になってくる。
- ネットに関するモラルも重要だし、それも含めたメディアリテラシー教育が重要。
- 県基本方針の見直しにあたり、学校・市町村の取り組みはどうなるのか？
⇒市町村・学校とも並行して見直しをしていくことになる。
- いつも思うが、それぞれが走るというのはいかがなものかという気はする。
⇒現在の県の基本方針を策定したときにいろいろと考えた点が大きく2点あった。
1点目は「島根らしさ」をどう盛り込んでいくか、もう1点は「人権意識」を高めていくためにどのようなことを盛り込むか、だったと記憶している。
- 各学校が地域の良さを生かしたものを作れば。
- 文科省は現場の状況を十分捉えていないのではないかと。各市町村の方針では地域の特性などを盛り込むのはいいが、現場はもっとシンプルにしていいのでは…。学校の中に人権文化を作ろうという点で、ああしましょう、こうしましょう、と書かれているのはいいが、それを担保する条件整備をもう少ししていかないといけない。
- 現場の教師はいろいろな用務のために生徒にかかりっきりになれない現状がある。もう少し楽になれるようなことが県の方針に盛り込めないものか。
- 「少人数を活かす」という点は言えるのでは。
- 国方針では起こったらどうするか、という点は多く書かれているが、「未然防止」の視点が欠落しているように思う。「積極的な生徒指導」が重要。言語環境の整備など、未然防止の視点で盛り込めないだろうか。
- 小さいころから言語を育てていくことが大切。学校内でどんな言葉が掲げられているか。幼児期からの教育、環境（場）を作っていくということも盛り込められたら…。
- 章立てをどうするか…。国のほうでは重大事態の部分がそれぞれの項目で出てくる。「国は・・・県は・・・」という形にすると、一定のメッセージ性が出てくると思う。いじめに対する感度を高めていくなど、国が書けていない事を体系立てていくことができるといい。
- 中核市移行にかかる松江市教育委員会への移譲分野は多いのか？
⇒SSW 活用事業については松江市から直接国へ申請することになる。それ以外の部分では研修なども継続して一緒にする方向と聞いているし、そう多くはない。

- いじめはあるという前提で物事を動かしていく必要があると思う。どの世界でも序列化されるし、学校の中でもどうしても強弱を作っていくもの。最初はじゃれあいであっても、それが続けばいじめにつながっていく。
- 生徒と先生との触れ合いが減ってきている中、部活動に関わる学校関係以外の人や地域のスポーツクラブの指導者のこと、小⇒中⇒高の連携、初期対応をしっかりとすることなど。加害と被害が入れ替わることなど、単純にいかないことがある。
- 何をもちいて対応するかが大事。早期発見という部分でのグレーなところがたくさんあると思う。子どもたちも葛藤している。早い段階で人権ってなんだろうかと考える機会を作れば。また先生方の研修の機会をどうとらえるか。
- 子どもたちも大人の顔を見ている。「ここまでやっても何にもいわれない、ここまでなら大丈夫…」という感じで行動するので、これ以上はダメだよ、という歯止めが必要。教員がアンテナを張るという部分において、「心のゆとり」がやはり必要。また周りの先生に話せるかどうかなど、学校文化の中でどう人権意識が醸成されるか、が大切。
- 部活動なら、放課後児童クラブなら、ということもある。学校だけでなく大人の資質が問われている。
- 県人権施策推進協議会の場でNPOの方から「このような計画等は公務員が法に基づいて作っていて、民間などの実情に即していない面があるのでは」との指摘があった。私立のほうなどはどうなるのだろうか。
 - ⇒私学における基本方針の策定状況について確認はしていないが、私学所管の総務部総務課とは教育委員会の職員が兼務の形をとっており、何かあれば相談に乗る体制をとっている。
- 私学の関係は国のほうでも問題にしている。
- SCやSSWの役割について、どういう役割かを明文化すべきと思う。子どもも人となりも家庭環境も違うし、先生も特性がある。「つなぐ」役割としてのSCやSSWという点を書かれたらいいのでは…。
- 校内研修のあり方なども盛り込めたら…。

★県の基本方針の改定等について

～室から資料により素案を説明～

- 国の改定版では専門職の位置づけがいろいろと書かれているが、全部専門職に委託してしまったら教育の専門家である教員はどうなるのか…。SCやSSWなどの役割を教員がよくよく理解してもらわないといけない。教育の外部委託はやはりまずい。気概を持ってあたってもらわないと…。

- SSWとして携わってきたが、教育委員会で用意してもらった自分の席には結局一度も座らなかった。教育委員会や学校の一職員という位置づけになるのはいかなものかと考えたからだ。SSWがウイングを拡げることも必要だが、それにより学校自身の力が細ってもならず、何もかも頼られても困る。
- 「SSWは学校から見れば言わば煙たがられる存在であるべし」との講演を聞いたことがあるが、「同時に、ちょっとは役立つとも感じてもらわなければならない」とのことで、実際には難しさも味わった。
- 自分にもSSWの声がかかることがあるが、まだ入るには抵抗がある。現場ではSCとSSWの違いがよく理解してもらっていない。自分とはとにかく人の意見を尊重し合うという点を伝えることを日々やっていく。そのためのアサーションをとりいれていきたいと考えている。
- 特別支援のコーディネーターと同様に生徒指導のコーディネーターも配置されようとしている。教育の専門性が多様化しており、教職の専門性が問われてきている。「お医者さんの言う通りやっている」という教員がいたが、それは教員として何もやっていないことになりはしないか…。
- どの分野でも、コミュニケーションがうまくできない専門家がいる。学校の担任に対して悪いイメージをもつ子どもが多い。そういう担任にあたらしたら生徒が不幸。先生への研修についてもっと力を入れないと…。
- いじめ等アドバイザーの活用状況はどうか。
 - ⇒今年度は3件の事案について要請があり、アドバイザーを派遣した。校種はいずれも高校。部活動内でのいじめ、女子生徒同士のいじめなどだった。
- 今後はいじめ対策連絡協議会でもらった意見を基に事務局で案を作成してもらい、生徒指導審議会で詰めていくこととする。

以上